

今号は5月11日号です。(5月4日号は休刊です)次週の商工新聞の配達はありません。

民商ニュース

2020年
5月11日

新津民主商工会

新潟市秋葉区岡田九四
TEL(0250)231-1353
FAX(0250)231-5544

消費税分納・換価の猶予申請交流会開かれる

新津民商は4月22日、「消費税分納・換価の猶予交流会」として、税務署に申請に行く前に民商事務所で、例年の税務署の対応や分納計画・換価の猶予申請について話し合いました。

分納申請を経験した人が「無理な計画や約束をしないで、納められる金額をはっきり主張して、計画的に分納をしよう」となどを話しました。

税務署の申請では、それぞれの計画を担当者に主張して相談、申請者全員が希望どおりに分納を認められました。

換価の猶予を申請した人は、税務署員から5月から開始予定の納税を猶予する「特例制度」(案)の説明があり、その制度を利用することになりました。

参加した人は「コロナウイルスの影響で、売上・利益が減少して消費税を納めるのが大変だが、納得できる計画で申請できた」と話していました。

新商連(民商県連)が新潟県と交渉

新商連(民商県連)は政府の「緊急経済対策」と花角県知事の「休業要請」を受け、4月23日に県交渉を行いました。交渉には渡部新商連会長、新型コロナウイルスで商売に大きな影響を受けている会員らが参加しました。日本共産党遠藤れい子県議も同席しました。

参加した新潟民商の会員は、「3月に入り夜の客が激減、深夜営業を休止した。家賃や人件費も売上がなく、従業員に休んでもらっている。家賃の値下げ交渉もしているが話がすすまない」など現在の窮状を訴えました。

対応した石山県産業労働部創業者・経営支援課課長補佐は「皆さんの苦しい状況はよくわかった。この状況を乗り切ってもらうため県もできる限りの応援をしたいと思っている。県の休業要請への協力金は速やかに給付できよう専門チームをつくって対応している。10万円は、今はこれが精いっぱい。休業要請が長引けば更に検討しなければならぬ」と返答しました。

大野福祉健康部国保・福祉指導課国民健康保険係長は「収入要件に合致すれば、国保の半額免除・全額免除ができ、その減額分は国が補てんする。減免の判断は市町村がする」「国の財政措置の要件に税金の完納要件はない」と明言しました。高井総務管理都市町村課税政班調査員も「固定資産税の減免も同様だ」と答えました。

渡部新商連会長は「業者の営業と命がかかっている。状況は切迫している。終息が見通せるまで要請を続けた」と話していました。

新型コロナウイルス対策

相談は民商へ!

支援制度を活用して商売を続けよう!

- ※五泉市では4月30日より、旅館、飲食店、理美容、冠婚葬祭業などを対象とした「小規模事業者事業継続支援臨時給付金」の申請、受付が始まりました。申請は、5月15日までは五泉市総合会館中ホール、村松支所1階会議室で受付、18日以降も市役所商工観光課で受け付けます。(土、日、祭日は休み)
- ※新潟県の「休業要請・営業時間短縮協力金」、新潟市の「営業時間短縮協力金」は、5月上旬より申請、受付予定です。
- ※国の持続化給付金(売上前年同月比で50%以上減少の小規模事業者)は、4月28日10時現在の情報では、補正予算成立後に電子申請で受付。電子申請が困難な事業者には予約制の窓口を設置予定。窓口は未定です。
- ※国・県・市の給付金には対象の要件(業者)および手続きに必要な書類等があります。